



公正取引委員会

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人

採用案内 2025



JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

経済社会の中で、法執行と政策立案により 公正かつ自由な 競争環境を促進し、守る

今や、事業者の活動は国際化し、新たなビジネスモデルが次々と創出されています。
こうした変化の中で日本経済をより発展させ、事業者と消費者の利益を守るためには、
公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、市場メカニズムの働きを確保する必要があります。
市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、
事業者が消費者ニーズに合った商品を提供する努力をすることによって、
事業者と消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。

公正かつ自由な競争を促進し、守ることは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの働きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に発揮させるためには、
適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」であり、
独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 04 公正取引委員会の存在
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介・個別育成制度対談

- 10 業務紹介【法執行】
- 16 業務紹介【政策立案】
- 24 業務紹介【チーム】
- 26 業務紹介【海外・地方】
- 31 個別育成制度対談

職員の日・ワークライフバランス

- 32 職員の日
- 34 ワークライフバランス

新人職員の声・採用に関する Q&A

- 36 新人職員の声
- 40 採用に関する Q&A

キャリアステップ・研修

- 42 キャリアステップ
- 46 キャリアステップの概要
- 47 研修制度

公正取引委員会の使命

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

- 違反事件審査
 - 独禁法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令等
 - 確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行（個別事案に応じた事後規制）
- 企業結合審査
 - ビジネスの実態に即した迅速かつ確かな企業結合審査（合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止）

アドボカシー（競争唱導）

～競争環境の整備～

- 実態調査
- 規制改革・取引慣行の改善に関する提言
- ガイドラインの策定
 - 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
 - 企業のコンプライアンスの向上
- 効果的な広報
- 国際連携
 - G7、OECD、ICN（国際競争ネットワーク）等

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメント（法執行）とアドボカシー（競争唱導）を「車の両輪」として取り組んでいる。

エンフォースメント：独占禁止法の厳正、機動的な執行による競争の回復

アドボカシー：競争環境の整備 → 競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

独占禁止法

◆ 事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール ◆ 市場競争を制限する行為を禁止

● 独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止（カルテル・入札談合等）
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的地位の規制
- 不公正な取引方法の禁止
- 下請法に基づく規制

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意発揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

国民経済の民主的で健全な発達の促進

● 独占禁止法の目的

〔第1条〕 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、**公正且つ自由な競争を促進し**、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、**一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること**を目的とする。

公正取引委員会とは

中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され（独占禁止法第28条）、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。



組織図

官 房

- 総合調整
- 意見聴取事務
- 海外当局との協力

総括審議官

政策立案総括審議官

審議官

公文書監理官

サイバーセキュリティ・
情報化参事官

参事官

総務課

会計室
企画官

人事課

企画官

国際課

企画官

総務課

企画室
デジタル市場企画調査室

調整課

企画官

企業結合課

上席企業結合調査官

取引企画課

取引調査室
相談指導室
フリーランス取引適正化室

企業取引課

下請取引調査室
企画官
上席下請取引検査官

審査管理官

企画室
情報管理室
公正競争監視室
課徴金減免管理官
上席審査専門官

管理企画課

第一～五審査長

第一～四上席審査専門官

訟務官

第一～二特別審査長

経済取引局

- 独占禁止政策の企画・経済実態の調査
- 企業結合の審査

取引部

- 不公正な取引方法の指定等
- 下請法の運用
- フリーランス・事業者間
取引適正化等法の運用

審査局

- 独占禁止法違反被疑事件の処理
- 行政訴訟の事務

犯則審査部

- 犯則事件の調査

地方事務所・支所

北海道事務所

東北事務所

中部事務所

近畿中国四国事務所

中国支所

四国支所

九州事務所

内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

令和7年1月現在

法 執 行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納めるように命じる課徴金納付

命令などの措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続があります。このほか、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化法等、スマホソフトウェア競争促進法を運用しています。

独占禁止法違反事件処理の流れ



不当な取引制限 (カルテル)

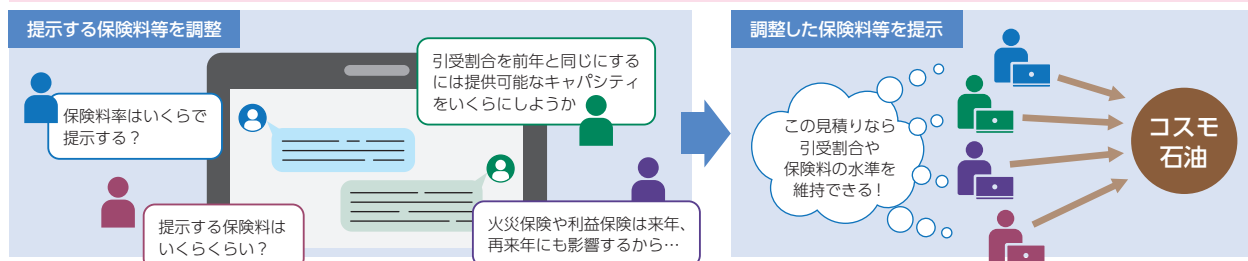
複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を指す。

コスモ石油株式会社を保険契約者とする引受損害保険会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について【令和6年10月31日】

大手損害保険会社4社は、コスモ石油元売会社を保険契約者とする損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する合意をすることにより、公共の利益に反して、この損害保険の取引分野における競争を制限していた。

合意

本件製油所包括保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって
各社の引受割合及び保険料の水準を維持する。



不当な取引制限 (入札談合等)

官公庁などが発注する工事や物品の調達に関する入札などに際し、事前に受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為を指す。

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について【令和6年5月22日】

給食サービス提供事業者8社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に、原則として、ブロックごとに既存業者を受注予定者とするなどし、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格よりも高い価格で入札するなどして、公共の利益に反して、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

発注方法等

● 中学校スクールランチ調理等業務

名古屋市立の中学校(110校)向けに、受託事業者の工場での調理、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務

● 発注方法

18ブロック(名古屋市の行政区16区及び2中学校)に分割し、競争入札で発注

違反行為等

遅くとも平成29年2月7日以降

● 給食サービス提供事業者8社

合意

- ① 受注予定者を決定する
- ② 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する

実施方法

- ① (1) 原則として、ブロックごとに既存業者を受注予定者とする
(2) 既存業者が受注を希望しなかった場合には、他の入札参加者のいずれかを受注予定者とする
- ② 受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格より高い価格で入札価格を提示する又は入札を辞退する など

実施状況

中学校スクールランチ調理等業務の 全てを受注

本件取引分野における競争を実質的に制限

不公正な取引方法

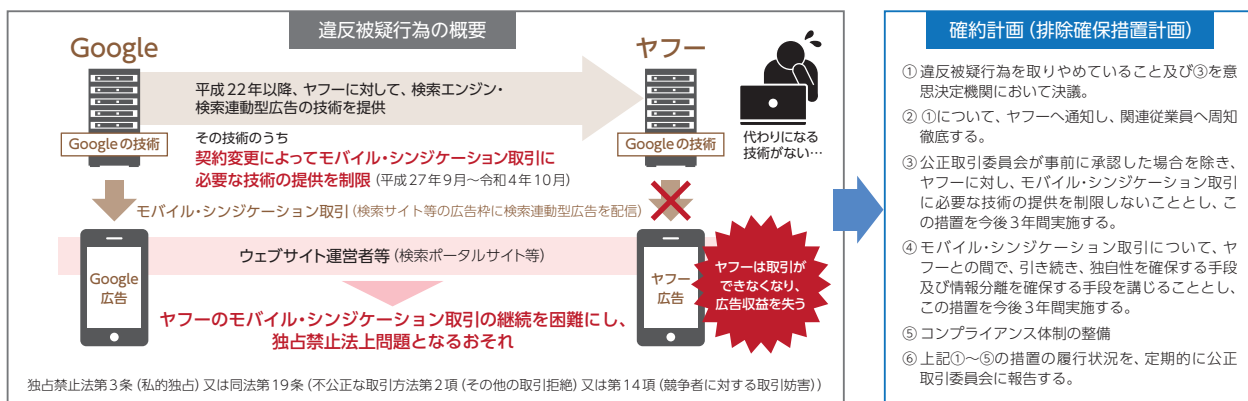
「自由な競争が制限されるおそれがある」、「競争手段が公正とはいえない」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがある」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある行為を指す。

Google LLCから申請があった確約計画の認定について【令和6年4月22日】

Google LLCは、ヤフーとの契約を変更して、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引[※]に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。

(独占禁止法3条(私的独占)又は同法19条(その他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害))。

※ 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。



政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

競争制限的な行政指導の改善などの活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

競争制限的な取引慣行の改善

- 各種実態調査・公表
- 取引の適正化、提言・指導

違反行為の未然防止

- ガイドラインの策定・改定・公表
- 事業者等からの事前相談への対応

規制改革に関する指針・提言

- 規制改革の推進
- 規制制度の研究会

法改正に向けた取組

- 課徴金減免制度の見直し
- 確約手続の導入

競争環境の整備

法令遵守体制・入札制度改善への取組支援

- コンプライアンス支援
- 入札制度改善

競争政策に対する国民的理解の増進

- 事務総長定例会見
- 独占禁止懇話会、独占禁止政策協力委員制度
- 消費者セミナー、独占禁止法教室

国際的展開

- 国際競争ネットワーク (ICN)、経済協力開発機構 (OECD)
- 多国間・二国間協定
- 技術支援 ● 海外広報、海外調査

競争政策の基礎的研究

- 競争政策研究センター (CPRC)
- 国際シンポジウム、公開セミナー等

法律の制定に向けた取組等

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 [令和6年6月12日]

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が令和6年4月に国会に提出され、同年6月に成立し、公布された。本法に関連して、公正取引委員会は、モバイルOS等に関する実態調査を実施し（令和5年2月公表）、モバイルOSやアプリストア市場は十分な競争圧力が働いていない寡占状態にあり、競争環境整備のため、独占禁止法を補完する新たな法整備が必要であると提言した。

背景・主旨

- スマートフォンの普及により、モバイルOSやアプリストア等の特定ソフトウェアの提供等を行う事業者は、特定少数の有力企業による寡占状態である。
- 特定ソフトウェア市場では、当該事業者による競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。これらの市場では、新規参入など市場機能による自発的な是正が難しく、また、独占禁止法による個別対応も立証に著しく長い時間を要するとの課題があるため、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じてイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生じる多様なサービスを選択でき、その恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

- (1) 規制対象事業者の指定
公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定された事業者を「指定事業者」という）。
- (2) 禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）
特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、禁止事項や遵守事項を定める。
- (3) 規制の実効性確保のための措置
指定事業者の規制遵守状況の報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

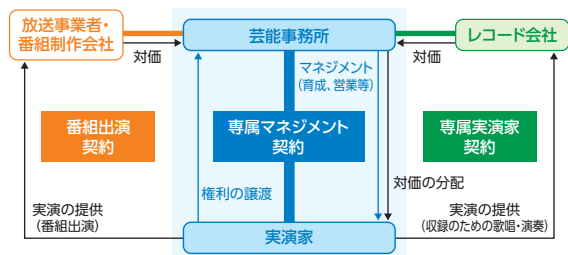
実態調査

音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書 [令和6年12月26日]

クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所との契約等について実態調査を実施した。

調査の対象・結果

※本調査を踏まえて典型的な取引の一例を示しているが、実際の取引関係等は多様である。



本報告書の主なポイント（一部を抜粋）

	独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為	違反となり得る類型
実演家と芸能事務所との取引	移籍・独立を希望する実演家に対する妨害	優越的地位の濫用、取引妨害
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	実演禁止条項 再録禁止条項	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引

※問題となり得るとして列挙したこれらの行為が実際に独占禁止法上問題となるかどうかは、個別事例ごとの具体的な態様に照らして判断されることとなる。

公正取引委員会の対応（一部を抜粋）

- 芸能事務所の主要な事業者団体に対して会員等への本報告書の内容の周知を要請、特に「共同または事業者団体による移籍制限」について注意喚起。
- 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正・的確に対処。

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行うなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

国際競争ネットワーク (ICN)

ICN (International Competition Network) は、競争法執行の手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークである。2024年3月末現在、133か国・地域から145の競争当局が参加している。

経済協力開発機構 (OECD)・競争委員会 (Competition Committee)

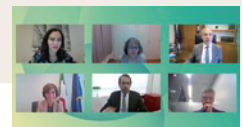
OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公正取引委員会は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会 (Competition Committee、加盟国のほか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加) の活動に参加している。

競争当局間意見交換

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を随時行っている。

開発途上国に対する技術支援

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行っている。



ICN サステナビリティワークショップ
[オンライン] (令和6年7月2日～3日)



OECD 競争委員会令和5年12月会合
(令和5年12月4日～6日)



韓国公正取引委員会のハン委員長との
意見交換を開催
(令和6年11月21日)